

「第4期白老町障がい者福祉計画・第6期白老町障がい福祉計画・第2期白老町障がい児福祉計画（案）」についてご意見を募集いたします
（パブリックコメント）

障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者福祉計画」、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定する「第4期白老町障がい者福祉計画・第6期白老町障がい福祉計画・第2期白老町障がい児福祉計画（案）及び（概要版）」を取りまとめましたので、白老町自治基本条例第10条の規定に基づき、町民の皆さまにお知らせし、ご意見を募集します。

■ご意見を募集する政策等の案の名称

「第4期白老町障がい者福祉計画・第6期白老町障がい福祉計画・第2期白老町障がい児福祉計画（案）」

■ご意見募集期間

令和3年2月4日（木）から令和3年3月5日（金）まで

■政策等の趣旨、目的及び背景

「第4期白老町障がい者福祉計画」は、障がい者施策を総合的・計画的に推進するための基本的考え方と課題の解決に向けた今後の取組を示すものであり、障害者基本法（第11条第3項）に定める障がい者のための施策に関することを定め、この度、令和3年度から令和8年度までの6カ年を計画期間とする計画を策定するものです。

「第6期白老町障がい福祉計画」は、障害者総合支援法（第88条第1項）に位置づけられている障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための行動計画です。各年度における障がい福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要な量の見込、見込量確保のための方策、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関することを定め、この度、令和3年度から令和5年度までの3カ年を計画期間とする計画を策定するものです。

「第2期白老町障がい児福祉計画」は、児童福祉法に位置づけられている、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制を確保するための行動計画です。各年度における提供体制に係る目標、サービス種類ごとの必要な見込量及び必要な見込量の確保のための方策を定め、この度、令和3年度から令和5年度までの3カ年を計画期間とする計画を策定するものです。

■公表する資料

「第4期白老町障がい者福祉計画・第6期白老町障がい福祉計画・第2期白老町障がい児福祉計画（案）及び（概要版）」

■公表資料の入手方法

町ホームページからダウンロードしていただくか、白老町役場、各出張所、いきいき4♥6、白老町コミュニティセンター、図書館で入手できます。

■意見を提出できる方

- 1 町内に住所を有する方
- 2 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人、または事業所等に勤務する方、町内の学校等に通学する方
- 3 町民が自主的に組織した団体
- 4 白老町に納税義務を有している方
- 5 パブリックコメント手続き案件に係る事案に利害関係のある方

■提出方法

パブリックコメント意見提出様式に、必要事項をご記入の上、次のいずれかの方法によりご提出ください。

- 1 直接提出
 - ・白老町役場
 - ・各出張所
 - ・いきいき4♥6
 - ・白老町コミュニティセンター
 - ・図書館 で提出を受け付けます。
- 2 郵送 〒059-0904
白老郡白老町東町4丁目6番7号
白老町 健康福祉課 宛
※ 令和3年3月5日 当日消印有効
- 3 FAX FAX(0144)82-5561 白老町 健康福祉課 宛
- 4 電子メール 電子メールアドレス fukusi@town.shiraoi.hokkaido.jp
※ パブリックコメント意見提出様式は、資料公表場所にも用意しております。

■提出されたご意見の取扱い

- ・提出されたご意見およびご意見に対する町の考え方は、広報、ホームページ等を通じて公表するほか、ご意見を提出された方に対してもお知らせします。
- ・口頭、電話、匿名でのご意見はお受けできません。
- ・パブリックコメント結果の公表の際には、ご意見の内容以外は公表しません。

■お問い合わせ先

白老町 健康福祉課 福祉支援グループ
白老町東町4丁目6番7号
白老町総合保健福祉センター(いきいき4♥6)
電話0144-82-5541
電子メール fukusi@town.shiraoi.hokkaido.jp